

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

知多南部広域環境センター整備事業に係る

都市計画の概略の案



武豊町の木 「クスノキ」

平成27年7月

武 豊 町

目 次

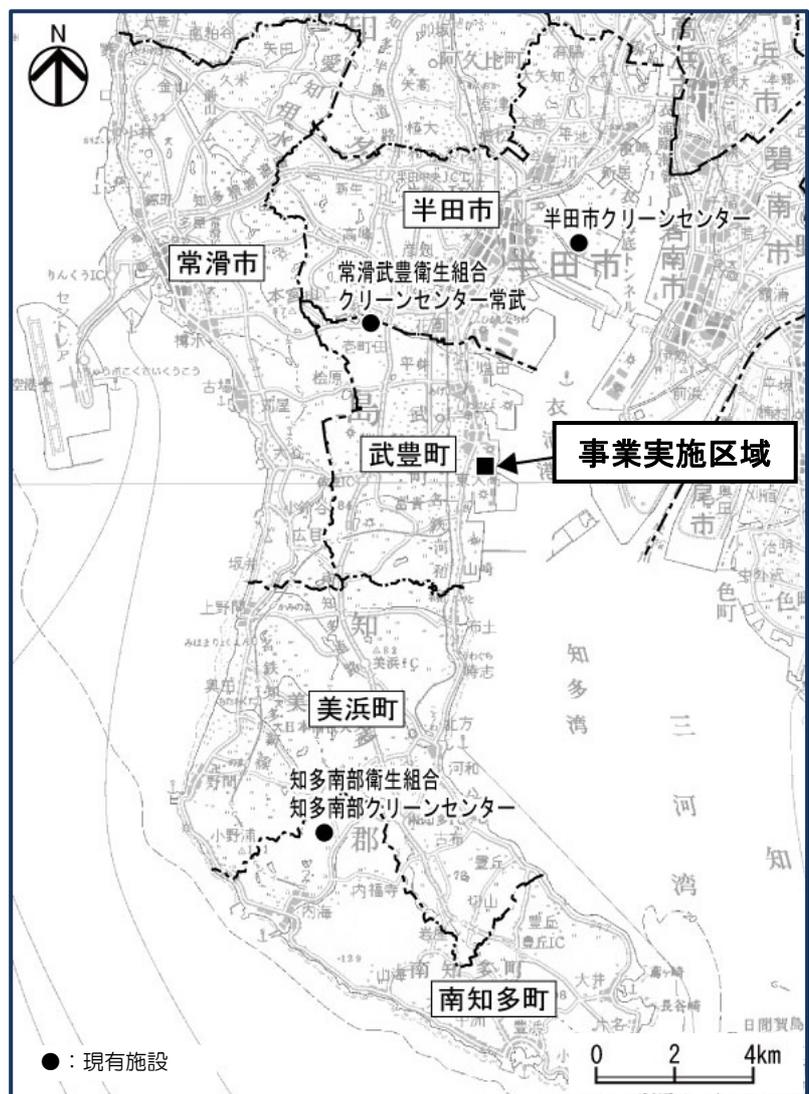
1	都市計画を定めようとする目的	1
2	上位計画における当該施設の位置づけ	2
	（1）知多都市計画区域マスタープラン	2
	（2）武豊町都市計画マスタープラン	2
3	対象事業の概要	2
	（1）対象事業の内容	2
	（2）工事計画の概要	2
4	構想段階の評価結果	3
	（1）複数案の概要	3
	（2）構想段階評価結果	3
5	構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた選定の考え方	4
6	都市計画の概略の案	6
	（1）都市計画の種類	6
	（2）名 称	6
	（3）位 置	6
	（4）区 域	7
	（5）面 積	7
	（6）参考-配置案	7
7	構想段階評価書の案、及び評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解	8
	（1）「構想段階評価書の案」に対する一般からの意見	8
	（2）「構想段階評価書」に対する愛知県建設部長及び関係市町長の意見	10
	参考 「計画段階環境配慮書」に対する愛知県知事の意見	10
8	都市計画の手続き等	11
	（1）都市計画の手続き	11
	（2）都市計画の概略の案の閲覧	11
	（3）都市計画の概略の案の説明会の開催	11
	（4）問合せ先	11

1 都市計画を定めようとする目的

国は、昨今のごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたって生じる課題に対応するため、各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定するよう通達しました。これを受けて愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成10年10月、愛知県環境部廃棄物対策課）を策定し、焼却能力300t/日以上の中連続炉への集約化を目指し、県内を13ブロックに区割りしました。この広域化計画を受けて、知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成11年10月）するとともに、ごみ処理の広域化を推進するために、「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成13年度）」を策定しました。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難になっている一方で、半田市クリーンセンターと常滑武豊衛生組合クリーンセンター常武のごみ処理施設の老朽化も進行しており、平成13年度に策定した広域化計画をより一層推進していくことが必要になってきました。このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域のごみ処理施設を1施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることを狙って、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置しました（平成22年4月1日）。

本都市計画は、知多南部地域のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設（ごみ焼却施設）である、「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター」を都市計画法第11条第1項第3号に掲げる都市施設（ごみ焼却場）として定め、都市の重要な施設として都市計画に位置づけるものです。



2 上位計画における当該施設の位置づけ

(1) 知多都市計画区域マスタープラン

当該施設は、知多都市計画区域マスタープランの方針「市町の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市町が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」に該当するものです。

この方針は、愛知県廃棄物処理計画における焼却処理の広域化の考え方である「一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、『第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）』に基づき、焼却処理の広域化を推進する。」を踏まえています。また、その愛知県廃棄物処理計画が根拠とする第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画では「半田市クリーンセンター、常滑武豊衛生組合クリーンセンター常武及び知多南部衛生組合知多南部クリーンセンターを平成26年度以降に統合することにより、1施設への集約化を目指す。」とあります。

以上より、当該施設はこれら上位計画において位置づけられた施設です。

(2) 武豊町都市計画マスタープラン

当該施設は、武豊町都市計画マスタープラン（平成17年策定 目標年次平成32年）における、ごみ処理施設に関する方針「ごみ排出量の増加やごみの質の多様化、資源のリサイクル化等に対処するため、関係機関と連携し、常滑武豊衛生組合における施設整備、現有施設の適正管理・運用を図るとともに、広域的な処理施設について検討します。」に基づいた施設です。

3 対象事業の概要

(1) 対象事業の内容

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業	
規模（処理能力）	283t/日	
位置及び面積	知多郡武豊町字一号地内・約 5.0ha	
ごみ焼却施設	炉型式（処理方式）	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理対象ごみ	可燃ごみ等 ^{注)}

注) 可燃ごみ等には、一般可燃ごみ、破碎施設で発生する可燃物及びし尿処理施設で発生する脱水汚泥を含みます。

(2) 工事計画の概要

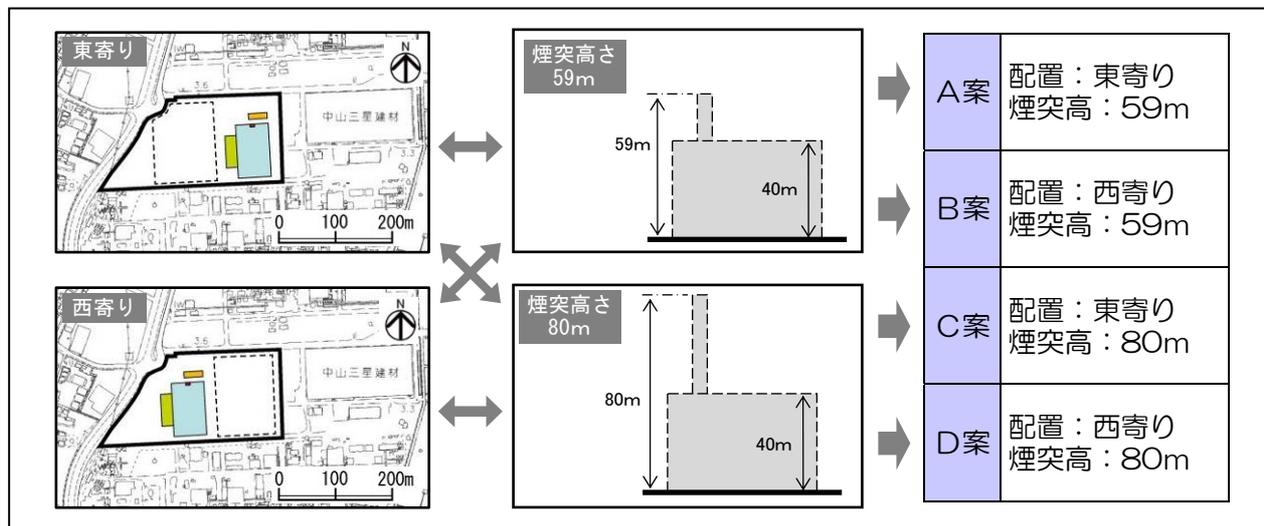
建設工事は、全体で約3年間を予定しています。なお、この工事計画については、今後実施する工事計画の詳細な検討結果に応じて変更する可能性があります。

項目	1年次 (平成30年度)		2年次 (平成31年度)		3年次 (平成32年度)		4年次 (平成33年度)		5年次 (平成34年度)	
	(4月)	(3月)								
仮設工		→								
敷地整地		→	→							
杭打ち・基礎工			→							
RC施工			→	→	→					
鉄骨施工			→	→	→					
仕上げ					→	→	→			
プラント工					→	→	→			
電気工					→	→	→			
外構工							→	→		
試運転							→	→		
施設の供用									→	→

4 構想段階の評価結果

(1) 複数案の概要

当該施設については、知多南部地域2市3町のうち武豊町内で整備することで構想の検討を進めてきたことから、これを前提に周辺地域に対する複数案の比較検討を行うものとし、事業実施区域内における施設配置案2ケースと、施設の構造上の影響を踏まえ、さらに施設規模の異なる2ケース（煙突の高さ59m/80m）を設定し、計4案の比較検討を行いました。



(2) 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果				
			東寄り		西寄り		
			A案	C案	B案	D案	
都市計画の 一体性・総 合性の確保	健康で文化的 な都市生活及 び機能的な都 市活動の確保	現況土地利用との整合性	○：都市生活及び機能的な都市活動に影響を与えない				
		将来土地利用との整合性	○：都市生活及び機能的な都市活動に影響を与えない				
	近接する居住地区、公益施設への影響	周辺交通への影響	◎：東寄りの方が影響は低い		○		
		土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	○：十分に効果が発揮できる				
自然的環境 の整備又は 保全	環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持	大気質	二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
		二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.011	0.011	0.011	
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.025	0.025	0.025	0.025	
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.021	0.021	0.021	0.021	
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観	※煙突高さの仰角 (度)	12	17	17	23	
		※水平見込み角 (度)	27	27	29	29	
円滑な都市 活動の確保	周辺土地利用や周辺交通への影響		「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価参照				
良好な都市 環境の保持	敷地内緑地の確保		○：緑地配置を検討する		○：緑地配置を検討する		
適切な規模 及び必要な 位置への配 置	需要に応じた適切な規模		○	← 違いなし →		○	
	事業コストの適正		○	← 違いなし →		○	
	事業期間長期化リスク		○	← 違いなし →		○	
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価参照				
総合評価			◎		○		

◇横方向・各案の相対評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案と比べて劣っている」を「○」とします。同等の場合は「○」とします。

◇「◎」「○」は、いずれも評価上は「影響はない・問題はない」とします。

5 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた選定の考え方

構想段階評価書における複数案の比較では、環境への影響が課題となる大気質については、全ての案でいずれの項目も環境基準値を下回るとともに、影響の顕著な違いは見られませんでした。事業実施想定区域内の計画施設の配置によって評価の違いが生じており、近隣住区の住環境や景観面などで「東寄り」の配置が優れていると評価しました。

一方、「構想段階評価書の案」に対する住民からの意見では「C案」の実施を求める意見や、「構想段階評価書」に対する県、関係市町からの意見では「環境」への配慮が必要である旨の意見が、また、同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」については、「環境への負荷の回避、低減」「景観への配慮」が必要である旨の知事意見が通知されました。（住民からの意見内容及び県・関係市町の意見、都市計画決定権者の見解は、後述参照）。

これらの意見を踏まえ、構想段階評価書における評価結果を基に、複数案から単一案へと絞り込む検討を行いました。

評価に違いが生じた、近接する居住地区、公益施設への影響という評価項目では、ごみ焼却施設や破碎施設は、近接する居住地区、公益施設からは少しでも離れた位置が良いと考えられることから、東寄りの配置とする「A案」と「C案」が優位であるとなりました。

大気質の評価結果については、前述のとおり、全ての案でいずれの項目も環境基準値を下回るとともに、影響の顕著な違いは見られませんでした。なお、事業実施区域及びその周辺の自然的、社会的状況といった、地域特性を把握する調査範囲を設定する際に参考とした最大着地濃度出現距離は、煙突高を59mとする「A案」と「B案」の方が短くなりました。

また、景観について、施設が存在することによる煙突高さの仰角と施設の水平見込み角にて評価した結果は、煙突高さの仰角は、「A案」がもっとも小さく、施設の水平見込み角は、「A案」と「C案」がもっとも小さいことから、東寄りの配置・煙突高を59mとする「A案」が優位であるとなりました。

以上の検討の結果並びに寄せられた意見に対して示した「環境への負荷の回避、低減に努める」及び「周辺環境との調和に努める」という見解を踏まえて、最も優位であると考えられる「A案」を、当該都市計画の概略の案として選定しました。

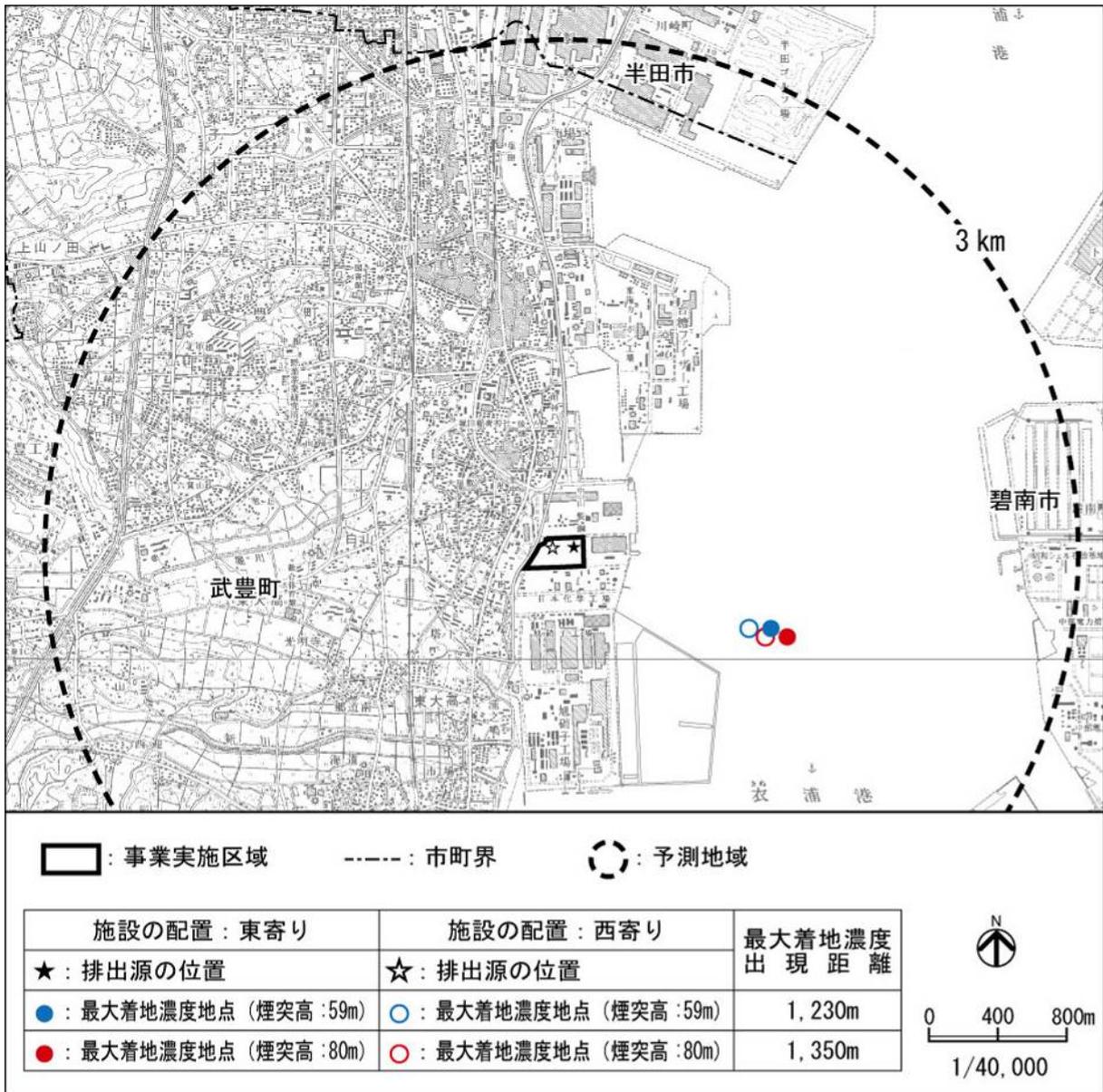
〈意見を踏まえた複数案からの選定に関する評価分野・評価項目・評価結果〉

評価分野	評価項目		評価結果				
			東寄り		西寄り		
			A案	C案	B案	D案	
都市計画の一体性・総合性の確保	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	近接する居住地区、公益施設への影響	◎：東寄りの方が影響は低い		○		
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001
			二酸化窒素(ppm)	0.011	0.011	0.011	0.011
			浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.025	0.025	0.025	0.025
			ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.021	0.021	0.021	0.021
			最大着地濃度出現距離(m)	850~1,230	960~1,350	850~1,230	960~1,350
		評価	○	○	○	○	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	※煙突高さの仰角(度)	12	17	17	23
			※水平見込み角(度)	27	27	29	29
評価			◎	○	○	○	
総合評価			◎		○		
選定結果			★選定				

◇横方向・各案の相対評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案と比べて劣っている」を「○」とします。同等の場合は「○」とします。

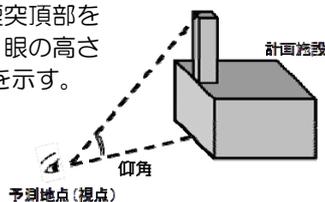
◇「◎」「○」は、いずれも評価上は「影響はない・問題はない」とします。

図 複数案における最大着地濃度出現距離の比較（二酸化窒素）

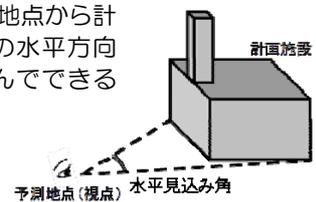


※仰角、水平見込み角は、武豊町地域交流施設を視点場とし、値が小さいほど見た目の大きさが小さいことを示します。

【仰角】 予測地点から煙突頂部を見上げた時の視線と、眼の高さの水平面がなす角度を示す。



【水平見込み角】 予測地点から計画施設を見込む際の水平方向の両端と視点とを結んでできる角度を示す。



6 都市計画の概略の案

(1) 都市計画の種類

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

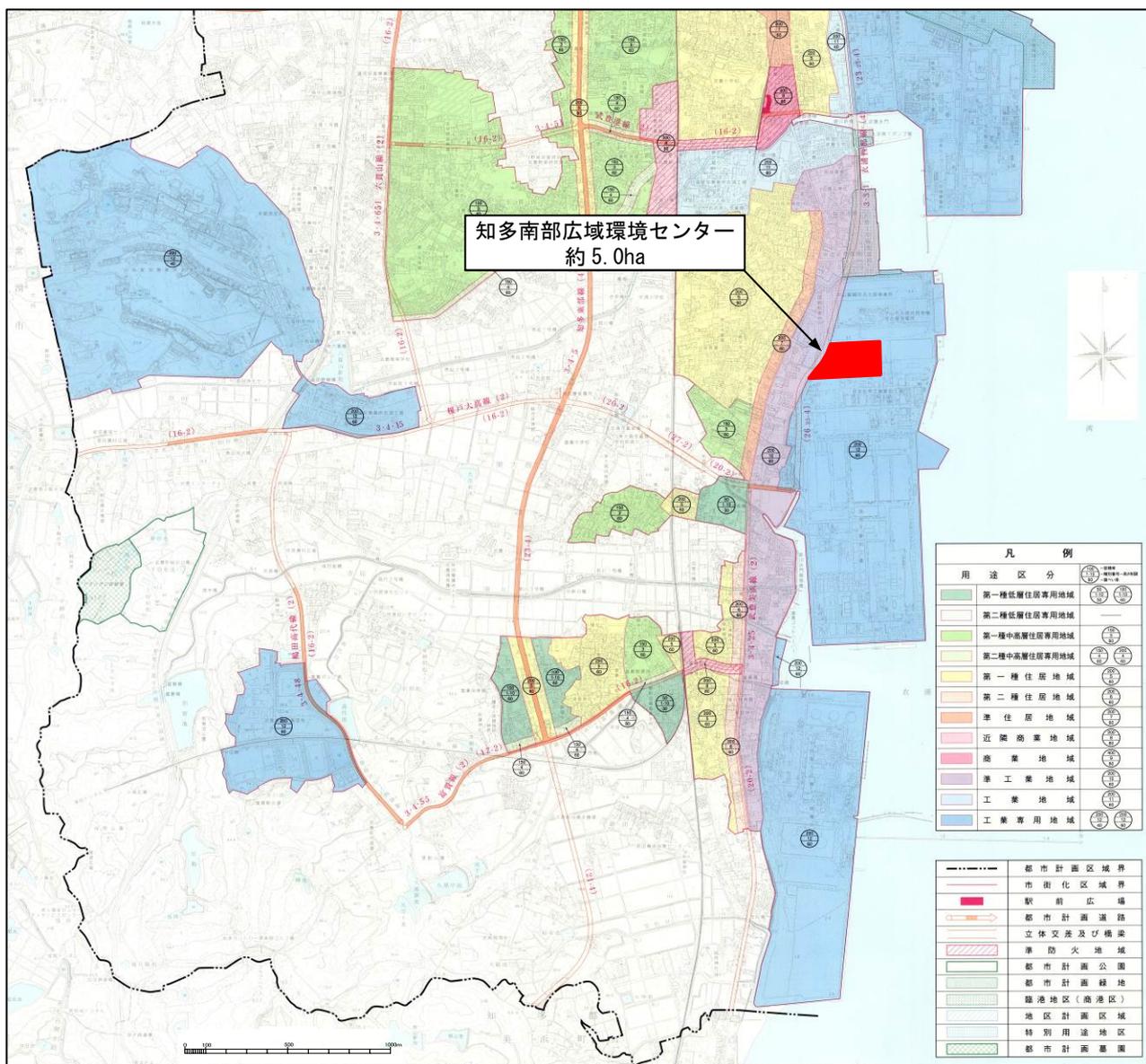
(2) 名称

知多南部広域環境センター

(3) 位置

知多郡武豊町字一号地地内

位置図（総括図）



(4) 区域

下記区域図参照

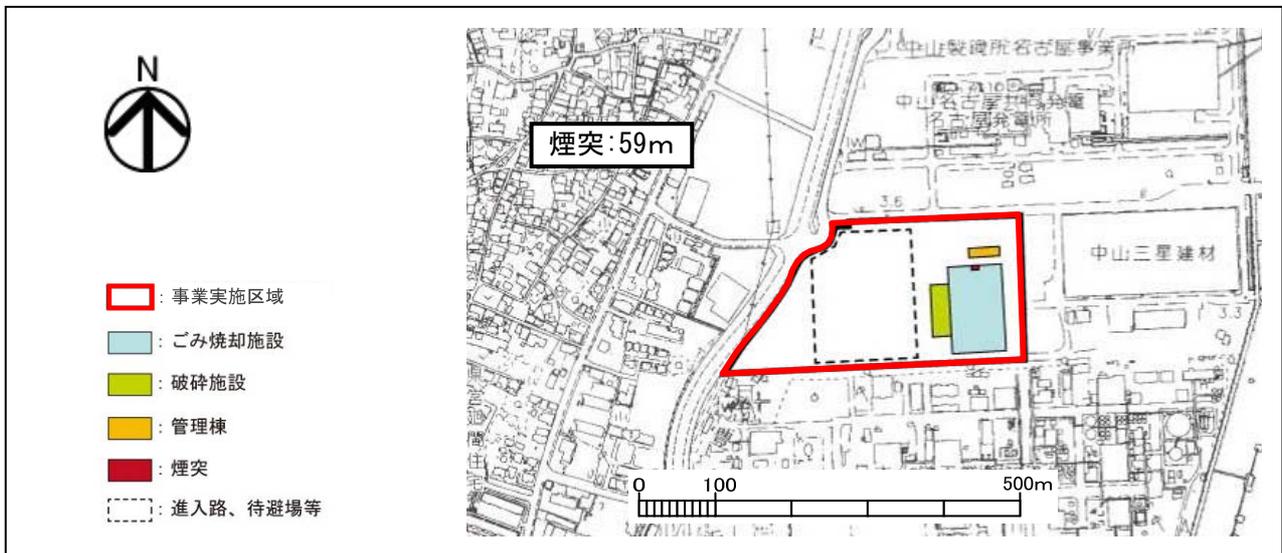
区域図



(5) 面積

約5.0ha

(6) 参考-配置案



7 構想段階評価書の案、及び評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解

「構想段階評価書の案」に対して意見を求めた結果、提出された一般からの意見と、「構想段階評価書」に対して意見を求めた結果、県・関係行政機関からの意見と、意見に対する都市計画決定権者の見解を以下のとおり整理しました。

なお、「構想段階評価書」に対する意見は、愛知県建設部長と碧南市より提出され、その他、半田市、常滑市、南知多町、美浜町からは意見なしとの回答を受けています。

(1) 「構想段階評価書の案」に対する一般からの意見

	意見	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	P8 焼却の能力について 283ト/日 141.5ト×2となっているが、定期メンテナンス、余熱発電の安定的な定量発電、ごみ量の変化等に柔軟に対応するために、3炉建設が望ましいと思われる。 コスト面の実の検討ではなく、安全、安定も考慮した炉の設計計画にすべきである。	炉数の設定は、構成市町（2市3町）及び関係する2組合（常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合）により検討した結果、連続運転の持続性、定期整備の容易性及び建物の大きさ等を総合的に勘案し、2炉構成が最適であると考えています。
	計画ごみ質について 各市町の現状について、各市町間の比較するため記載すべきである。	計画ごみ質のデータは、現有3施設の調査データを元に設定しています。その旨を構想段階評価書に追記しました。
	また、今後、ごみ減量を今以上に進める必要があると考えられることから、どの市町のどのごみを減量の対象に取り組みか検討すべき資料としてごみ質について記載すべきである。	対象事業の規模283ト/日は、「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期(平成25年12月一部変更)」に基づくものであり、構成市町（2市3町）ごとにごみ処理、ごみの減量化及び再生利用の現状、ごみの削減施策等を考慮して設定しています。ごみの減量目標については、引き続き構成市町（2市3町）で検討してまいります。
	P9.10 廃棄物搬入の主な走行ルートについて 施設周辺の南北のみではなく、町内全体の搬入経路を明記すべきである。	廃棄物運搬車両が集中する主要幹線道の臨港道路の区間を表示しています。
	P16 配慮書対象事業に関する事項 ア 排水対策 (ア) 排水の水質検査を義務つける。(工事実施時とも)	本構想段階評価書のうち、環境影響評価に係わる部分に関しましては、「愛知県環境影響評価指針」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行ったものです。環境影響評価における方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
第3章 都市計画配慮書の周囲の概況 及びその周囲の概況	P92 コミュニティバス路線数の確認 4路線？	武豊町ホームページの路線図より、①基幹緑ルート（右廻り）、②基幹緑ルート（左廻り）、③北部赤ルート、④南部青ルートを、4ルートと表記しています。
	P99 以降の環境基準において、工業専用地域であることをもって、適用除外せずに住居地に近い基準を準用すべきである。	ご意見を頂戴しましたページは、法令等による規制について記載したものです。 環境影響評価における方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
	P101 表3.2-20~P115 b 騒音環境基準 事業実施想定区域は工業専用地域であることから類型指定はない。と記入されているがC：区分に該当するのではないか。また、迷惑施設の整備とされるものであるため、法規制を上回るより厳しくすることが求められる。	なお、騒音に係る環境基準の類型・区分の指定については、P101の表3.2-20(1)に示されているとおりであり、事業実施想定区域が位置する工業専用地域では、類型指定はありません。
P103 工事中の排水放流は、表3.2-22を適用すべきである。	ご意見を頂戴しましたページは、法令等による規制について記載したものです。 環境影響評価における方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。	

	P111 表3.2-28 ばいじん排出基準 注1) 燃料の点火、灰の除去…1時間に6分間を超えない時間内に排出されるものは含まれないとなっているが、この時間帯の実測値を明示させるようにすべきである。	
	P125 イ自然環境法令等 (ウ) 都市公園法による指定状況 町内の公園面積が少ないので、施設整備での緑地確保は法令基準を順守するほか、近隣施設整備時の緑地率を上回ることをめざすべきである。	緑地整備については、「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン」を踏まえ、頂戴しましたご意見を参考に事業計画の内容を検討してまいります。
	P138 地球温暖化対策実行計画の継続をすること。	地球温暖化対策実行計画の継続を引き続き実施してまいります。
	P144 エ 各種開発等の状況 表3.2-68 路線名3.3.1の早期実施を求める。	ご意見を頂戴しました旨、愛知県関係部署にお伝えいたします。
第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	P147 表4.2-1 C案の実施を求める。	事業計画の案については、P197、198に記載のとおり、「東寄り」が優れていると評価しています。なお、頂戴しましたご意見を参考にさせていただき、今後、都市計画の内容を総合的に検討してまいります。検討内容と結果については、今後の手続きの中で説明してまいります。
	P148 4.3 評価分野 評価細目 ②「自然環境の整備又は保全」の見地から、緑化は法基準を大幅に上回ることを求める。近隣施設の実施を超える基準を求める。	緑地整備については、「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン」に基づき、頂戴しましたご意見を参考に事業計画の内容を検討してまいります。
	P150 4.4(2)、p151(4)緑地の確保について 4.3 ②を考え方最低基準とする。	
	P152 (5)適切な規模 必要な位置 従来からコスト重視が多く見受けられるが、安全、安定した運転の確保という点を重視してもらいたい。	頂戴しましたご意見を参考にさせていただき、今後、都市計画の内容を総合的に検討してまいります。検討内容と結果については、今後の手続きの中で説明してまいります。
第5章 評価の結果	P155 5.1-2 (1)周辺での居住環境や都市活動に影響は与えないと評価できる。(2)施設の位置のみで評価することには問題がある。搬入車両が住宅地を通過することもあること、工業専用地域であることで適用除外することでは現状の生活実態をかけ離れて評価していると言える。総合的な再評価、再検討が必要である。	5.1-2 (1)及び(2)は現況及び将来の土地利用との整合性を評価するところであり、その視点からは「影響を与えない」と評価しております。周辺への影響は、同(3)や、「5.2 自然的環境の整備又は保全」、「5.3円滑な都市活動の確保」、「5.4良好な都市環境の保持」で評価しており、総合評価についてはその他の項目も含め総合的に評価しております。
	P181以下 (3)評価 環境基準等各項目とも基準以下といえども、事業が行われることにより、現状より絶対量は増加することは事実であり、当然のことである。排出される絶対量、騒音などの実測値を明記すべきである。	事業実施想定区域周辺の現地調査や本事業による影響の予測及び評価については、環境影響評価における方法書手続き以降実施し、都市計画の手続きと合わせてその結果を公表してまいります。
	P190 5.3 円滑な都市活動の確保 (1)(2)一般低層住宅から離れた位置と言うが、具体的な距離が明示されていない。基準値はどのようになっているか明確にしたうえで記載すべきである。	現況の土地利用(P155(1)の図参照)及び沿道利用を考慮して、一般低層住宅と直接接していないことから「離れている」としてまいります。
	(3)施設の位置による周辺交通への影響は記載のとおりである。とされているが、施設周辺の実測がされておらず現状との比較は不可能であり、臨港道路周辺の実測をすべきである。	本構想段階評価書のうち、環境影響評価に係る部分に関しましては、「愛知県環境影響評価指針」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行ったものです。環境影響評価における方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、都市計画の手続きと合わせてその結果を公表してまいります。
	何れの内容も、調査が不十分で特に施設周辺の測定等が実施された記録がなく、施設から離れたところの測定結果で判断しており問題点が多く、再調査をしたうえで再評価すべきである。	

(2) 「構想段階評価書」に対する愛知県建設部長及び関係市町長の意見

	意見	都市計画決定権者の見解
愛知県建設部長	構想段階評価書については、異存ありません。なお、都市計画の概略案の作成にあたっては、上位計画との整合性及び環境影響評価結果との一体性を踏まえた上で、住民及び関係行政機関等の合意形成が図られるよう努められたい。	都市計画の概略案の作成にあたり、上位計画等への適合性や環境影響評価結果との一体性を図り、住民及び関係行政機関等の合意形成が図られるよう努めます。
碧南市長	環境を損なうことが無いよう、十分な配慮をすること。	より広域的な環境への配慮が必要な大気質については、環境基準を十分に満足する数値となるよう計画するとともに、事業実施区域周辺の環境への影響をできる限り回避、低減することはいうまでもなく、周辺地域（市町）への各種大気質の拡散等についても最小限にとどめるよう努めます。

参考 「計画段階環境配慮書」に対する愛知県知事の意見

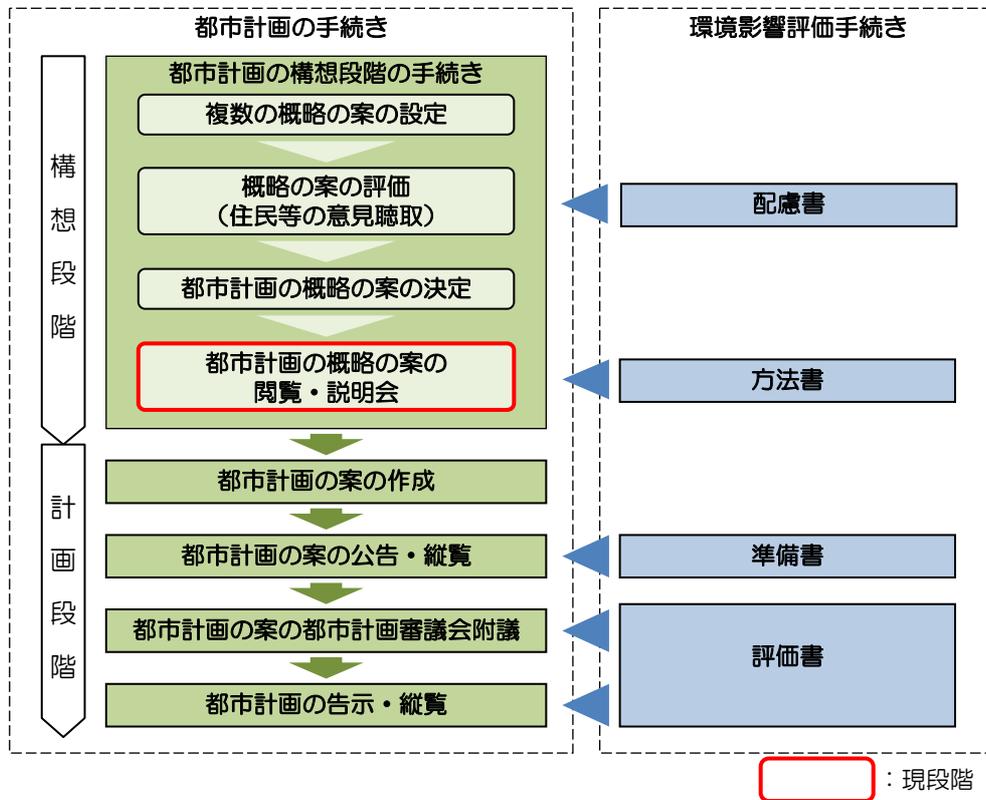
構想段階評価書に対する意見とは別に、本都市計画の手続きと同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」に対し、愛知県知事から意見が通知されました。「計画段階環境配慮書」に対する意見は、本構想段階評価書に係る内容が含まれることから、以下に、その概要と都市計画決定権者の見解を示します。

	意見	都市計画決定権者の見解
はじめに	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書以降の図書を作成します。
全般的事項	(1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めます。
	(2) 事業実施想定区域の位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容をわかりやすく示すこと。	事業実施想定区域の位置を決定した経緯及び配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容をわかりやすく記載します。
	(3) ごみ処理量が減少傾向で推移していることなどを踏まえ、必要に応じて施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させていくこと。	今後、最新データに基づき、計画施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させます。
大気質、騒音及び振動	工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮して設定した上で、適切な調査計画とすること。	工事用資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮して設定し、適切な調査計画となるよう努めます。
土 壌	事業実施想定区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壤汚染が確認されていることから、適切な調査計画とすること。	事業実施区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壤汚染が確認されていることから、適切な調査計画となるよう努めます。
景 観	事業実施想定区域の隣接地において、(仮称)地域交流センターの建設が計画されていることから、煙突の高さ及び施設の配置だけでなく、煙突の位置及び施設の形状、色彩にも配慮した計画とすること。	煙突及び計画施設について、位置や形状、色彩に配慮した計画とし、周辺環境との調和に努めます。
その他	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。

8 都市計画の手続き等

(1) 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりです。今後は、以後に実施される計画段階手続きを進めてまいります。



(2) 都市計画の概略の案の閲覧

閲覧期間	平成27年7月21日(火)～平成27年8月20日(木)≪土曜・日曜を除く≫
閲覧時間	午前8時30分～午後5時15分
閲覧場所	武豊町建設部都市計画課 ※武豊町のウェブページ (http://www.town.taketoyo.lg.jp/) でもご覧になれます。

(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催

日時・会場	平成27年8月7日(金) 午後7時～ 武豊町民会館 響きホール(武豊町字大門田11) 平成27年8月9日(日) 午後2時～ 武豊町中央公民館 視聴覚室(武豊町字山ノ神20-1)
備考	事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

(4) 問合せ先

問合せ先	武豊町建設部都市計画課 TEL 0569-72-1111 (代表) 知多南部広域環境組合 TEL 0569-84-1007
------	--

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200,000(地図画像)及び電子地形図25,000を複製したものです。(承認番号 平27情複、第220号)
なお、第三者が本書に掲載する地図を更に複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

本書は、森林の保全と適切な管理に配慮して認証を受けているFSC認証紙を使用しています。